

感染症、災害対応を強化

介護報酬改定の柱に追加

厚生労働省は、2021年度介護報酬改定の横断的テーマに「感染症や災害への対応力強化」を追加する方針を、4日の社会保障審議会介護給付費分科会で示した。具体的には、平時からの備えや発生時の業務継続を推進するための運営基準の見直し、BCP（事業継続計画）策定促進のほか、新型コロナウイルス感染症の臨時的取り扱いの今後の対応も論

21年度改定の議論を始めた3月時点の横断的テーマは、「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止の推進」「介護人材の確保・介護現場の革

新「制度の安定性・持続可能性の確保」の四つだったが、その後、コロナ感染症が拡大し、災害も発生している中、サービスを安定的に継続的に提供する体制を一層強化する必

要があるとし、新たに追加した。

現行の運営基準などでは、施設には感染症の発生・防止に関する措置や、災害に関する計画の策定などが義務付けられているが、訪問系サービスには規定はない。ただ、訪問系サービスには小規模な事業所が多く、一事業所では対応は難しい面もある。そのため、委員からは「単独ではなく、地域全体で取り組むべき」との意見があった。

BCPについては、新型インフルエンザではガイドラインが示されているが、策定状況は低調にある。委員からは「感染症対策は組織的な対応が必要で、報酬のかき上げとセットで考えてほしい」といった要望が出た。

また、新型コロナウイルスの

臨時的取り扱いはなく、新型コロナウイルスが終息すれば終了となる予定だが、サービスの質を落とさないことを前提に、ICT（情報通信技術）の活用を中心に恒常化できる特例があるかを検証していく。

同日は「地域包括ケアシステムの推進」も議題となった。医療と介護の連携や看取りへの対応、認知症への対応の強化、中山間地域のサービスの確保が論点となった。

そのうち中山間地域に関しては、地方自治体から要望のある、小規模多機能型居宅介護の登録定員（29人）などの「基準の参酌化」（国の基準を参考に各地域で定められる）などについて意見を交わした。

なお、分科会は今回から二回りの議論に入り、年末までに具体的な方向性を固める。

（榎戸新）